

個別相談のご案内

令和2年3月18日
鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

特定生産緑地指定に関する個別相談のご案内

生産緑地所有者の皆様へ



令和2年4月1日から、特定生産緑地指定の受付を開始します。
指定意向の有無に関わらず、全ての生産緑地地区所有者様に同封した書類のいずれかを提出していただく必要があります。

○指定を希望される方

→特定生産緑地指定の意向確認書類一式(資料2、5～7)

●指定を希望されない方(農地以外の土地利用をお考えの方)

→指定を希望しない旨の確認書(資料12～13)

上記書類の受付締切は、令和4年3月31日です。締切日を過ぎると特定生産緑地の指定ができなくなりますので、早めの準備をお願いします。

そこで、生産緑地地区と特定生産緑地について個別相談を受け付けます。

相談をご希望される方は、都市計画課まで一度お電話ください。

個別相談



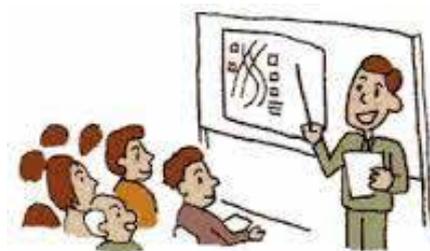
●時間：平日 8:30～17:15 (要予約)

(上記以外の時間は電話にて要相談)

●場所：本庁舎3階都市計画課

●相談内容例

- ・今後の土地利用についてのご相談
- ・指定意向確認書類の書き方に関するご相談
- ・その他、生産緑地地区についてお困りの内容についてのご相談



個別相談のご予約は電話にて受け付けております。

早期のご相談をお願いします。

【お問い合わせは】

鎌倉市まちづくり計画部 都市計画課

TEL: 0467-61-3408 (直通) 平日 8:30～12:00、13:00～17:15